

の救済、国民の勤労意欲の向上等社会政策的なねらいからも、観光事業の急速な振興を図るに至ったが、その前提として事業運営の基盤をなす観光法規についても、矢つぎ早に法律・政令等を制定し、観光の先進国フランスを窮地に追い付めたほどであった。

これに刺激されてフランスにおいても1935年あたりを境にして、観光機構・旅行あつ旋・ホテルおよびガイドの取締等に関する一連の観光法規を、あるいは新たに制定しあるいはまた従来の法規を根本的に改正し、対抗措置を講ずるという有様であった。

第2次世界大戦終そく後西独についてはまだあまり観光法規の整備は見えていないが、フランスおよびイタリアは依然として各般の観光に関する法規を制定または改廃し、観光事業の振興に努めており、観光法規に関するかぎりこの両国は現在世界各国内中もっとも整備している国といってよい。

2 法規制の範囲

海外諸邦における観光関係法規の制定範囲は (1) ホテルを中心とする宿泊営業に関するもの (2) 観光地に関するもの (3) 観光資源に関するもの (4) 旅行あつ旋業に関するもの (5) 通訳案内業(ガイド)に関するもの (6) 総合慰楽施設(カジノ)に関するもの (7) 観光機構に関するもの (8) 観光統計に関するもの等に分けることができる。

3 おもな観光法規の概要

(1) ホテル関係法規

欧州の諸観光国においては外客誘致の促進と接遇の充実を図るため、法令をもってホテルに対し設備資金の長期低利融資・税の軽減、ホテル経営者に対する損害賠償責任の緩和等の助成措置を講ずるとともに、ホテルの格付・料金の公示制等を実施し、観光客の利便を図っている国が多い。とくにフランス、イタリア等においては、これらのホテル法規がもっとも完備している。いま両国のホテル法規を概観するとまずフランスにおいては、1923年公布の「ホテル貸付銀行法」にもとづき国立ホテル業資金貸付銀行が設立され、ホテル業者に対する長期低利融資の道が開かれた。

その後1938年名称が「ホテルおよび商業貸付中央金庫」と改められ、一般商業業者にも融資が行われることとなった。

また1942年の法律にもとづき、観光ホテルをその施設に応じて4等級に分類・格付けし、それぞれ所定の紋章を付けさせ利用客の利便を図るとともに、この分類を同国の出版・配布するあらゆる観光関係の広告および案内書関係の編集者に強制し、いかなる宣伝文書にもこれとまぎらわしい標示をすることを禁じている。

つぎにイタリアにおいても、1937年緊急政令をもってホテル観光信用金庫を設立し、ホテルおよび温泉場・海水浴場その他観光事業の振興に資しうる施設の整備に必要な資金を貸し付けるとともに、政府から利子支払のため助成金を交付している。

なお同金庫の機能は1946年の政令によって改正され、資本金の増額、利子支払助成金の交付率の引上、戦災ホテル・温泉場施設、海水浴場施設等の再建・修理のための融資をも行うこととなった。

また1937年の緊急政令(1939年法律となる)により、ホテルその他の宿泊施設の格付を行っており、ホテルは5等級に分類格付され、これは対外宣伝実施機関たる全国観光協会(エニット)の刊行するイタリア旅館年鑑に明記されて、外客への徹底が図られている。

(2) 観光地関係法規

フランス、イタリア、戦前のドイツ等欧州の諸観光国においては、観光地整備のため特別の立法措置が講ぜられ、法律にもとづいて観光地(保養地・鉱泉地等を含む)を指定し、当該指定地区を訪れる旅客から一種の目的税たる滞在税、療養税等(いずれも市町村税)を徴収し、これを財源として当該観光地の美化事業・保健事業等を遂行し、あるいはまた地方観光機関の事業費等に充てる方法が採られている。いま代表的な仏・伊両国の立法内容を紹介すると、

ア フランス

第1次世界大戦終そく直後の1919年鉱泉地保養地観光地法を制定し、鉱泉利用施設を有する鉱泉地、病者に気候の利益を供する保養地、来訪者に一連の自然または人工の興味を供する観光地を指定し、当該地区を訪れる旅客(戦傷病者、一定の賃貸料以下の施設の利用者等を除く)に対し、ホテルおよび貸間業者を通じて低率(戦前は1人1日につき10サンチーム以上1フラン以下、1945年の改正により2フラン以上10フラン以下、年間4週間を限度として賦課)の滞在税および同税付加税(滞在税の10%以上20%以下)を徴収し、このうち滞在税についてはこれを直接の財源とし、またはこれを担保として借り入れた資金により、衛生・美化事業、救貧者の療養事業にあてるとともに、付加税については政府の観光局の経費、鉱泉地および保養地の運営に必要な医師・技師および各種の職員の専門教育を大学において実施する経費にあてるといった方法がとられたのである。

同法は戦後改正され附加税は国家予算に繰り入れられ、10~20%の率で各観光地に配分されることとなった。

イ イタリア

1926年療養地・滞在・観光地(以下観光地という)の保護開発に関する特別政令が施行され、観光地の指定と当該観光地を訪れる旅客から滞在税を徴収するほか当該観光地から特別の経済的利益を受ける商業業者等から特別賦出金を徴収し、これを財源として観光地の整備、地方観光機関に対する補助金の交付等が行われることとなった。同法はその後しばしば改正された結果、滞在税は指定観光地以外の観光地からも徴収しうることとなり(特別賦出金については変更はない)、また滞在税の税額については、1人1日につき5リラ以上60リラ以下、引きつづき30日間納付したときはその後90日間は免税、ほかに1人につき10リラから1,200リラまでの固定税額を課することとなった。もっとも戦傷病者に対する免税、療養者、未成年者、修学旅行団体等に対する税の軽減等が行われている。

つぎに本税の用途については、指定観光地における滞在税収入の $\frac{1}{4}$ は女性幼児保護救済国民事業に、残額のうち79%は同地の自治会(観光地の管理機関、ただし本会の設立を免除されている地においては当該市町村)に、6%は県観光協会に、15%はホテル観光信用金庫に帰属し、またその他の観光地における滞在税収入の $\frac{1}{4}$ は女性幼児保護救済国民事業に、残額のうち10%および50%は、それぞれ県観光協会およびホテル観光信用金庫に、その残額は当該市町村に交付される。

これらのいわゆる観光地法の施行は、仏・伊等の観光国における観光事業の振興に大きな寄与をなしており、わが国においてもこれに相似する遊興飲食税の目的税的使用が観光事業界から強く要望されている。

(3) 旅行あつ旋業関係法規

わが国が立法に当って範とした仏・伊両国の法令を見ると、

ア フランス

1937年旅行あつ旋業の免許制度に関する法律を制定し、1942